

令和6年度 仕様書

1 件名

江東区観光推進プラン策定支援業務委託（調査・分析業務）

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

平成22年度に策定した江東区観光推進プラン（計画期間平成23年度～10か年）が令和2年度に満了し、令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響等により先が見通せない状況にあり、次期プランの策定は見送ってきた。

しかし、コロナ禍から回復し、社会経済動向に変化が生じ、観光においてもインバウンドが活況を呈している。

そこで、本区では、訪日外国人を含めた観光客の誘致をはじめ、本区の魅力を国内外に発信できるような新たな観光推進プランの策定が必要になっており、次期観光推進プラン（計画予定期間令和8年度～5か年）の策定に向けた各種調査・分析を行う。

4 業務内容

（1）基礎調査及び現状分析

調査、分析においては、（2）の提案内容に資するような調査を実施できるよう留意すること。

- ① 平成22年度に策定した江東区観光推進プランの評価（達成状況）
- ② 観光を取り巻く社会情勢の把握・整理
- ③ 本区の観光の現状及び課題の把握・整理
- ④ 本区を来訪する観光客（宿泊者含む）の観光消費額（経済波及効果を含む）・動向意識調査

※動向意識調査については、最も効果的な方法・回数により行うこととする。

（例：ネット調査、聞き取り調査、モニターツアー等）

- ⑤ 本区を来訪する外国人観光客の実態及び観光ニーズ等の把握・整理
- ⑥ 各種観光統計データ分析
 - a 区より「モバイルデータを活用した訪都旅行者動態調査レポート（江東区版）」の令和4年度及び5年度分を提供。
 - b aの他、事業者が観光データを所持する場合は、そのデータを用いることも可能。

- ⑦ 観光関連団体・事業者へのヒアリング
- ⑧ 区民を対象とした観光に関する意識調査

(2) プラン策定に向けた提案

(1) を受け、以下の内容について提案を行う。

<周遊性・観光需要>

- ① 区内の周遊性を高める観光施策について
- ② 観光ニーズの多様化への対応について

<区の特徴を活かす観光振興>

- ③ 内部河川や運河等を活かした水上交通や舟運、水辺空間の利活用について
- ④ 本区の文化財や芸術文化資源を観光施策にどのように活かして地域の活性化につなげていくかについて

<観光協会の役割>

- ⑤ 本区の全区的観光推進組織である「江東区観光協会」の役割及び方向性について

<観光プロモーション>

- ⑥ 多言語対応を見据えた効果的な観光情報の発信における各種媒体（SNSや情報誌等）の活用について

<その他>

- ⑦ 上記に加え、事業者による独自の提案も可能とする。

(3) 調査報告書の作成

調査・分析結果をまとめた報告書を作成し、区に提出すること。

5 スケジュール

スケジュールは、受託者からの提案とする。

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに委託業務計画書を作成し、区に提出すること。
- (2) 業務計画書には、下記事項を記載する。

- ①業務概要 ②業務工程 ③業務組織計画 ④打合せ計画

7 履行場所

文化観光課指定場所

8 成果物の提出について

本業務の実施結果（成果物）として、以下のとおり納品すること。

- (1) 途中経過の報告として、令和6年10月31日までに終えた分の調査結果につ

- いては、電子データ（CD-R等）にて速やかに区に納品すること。
- (2) 本契約における業務がすべて終了した後、調査報告書（A4版、モノクロ 100ページ程度、無線綴じ製本）500部、電子データ一式（CD-R等）2部を区に納品すること。

9 支払方法

完了後一括払い

10 その他

- (1) 本件に関する成果物の著作権・著作権（著作権法第27条及び第28条の権含む。）は、江東区に帰属する。ただし、成果物に含まれる受託者あるいは第三者が従来権利を有していた固有の知識、技術に関する権利については、受託者あるいは第三者に留保されるものとする。
- (2) 受託者は本業務に関して知り得た情報は、秘密保持の義務を守り適正に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、事故又は災害発生時は報告を行うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、区と協議の上、作業にあたること。

11 担当

江東区 地域振興部 文化観光課 観光推進係 金子 山岸 渡邊
電話：03-3647-3312（直通）